#### 御連絡

藤代 彩奈 殿

株式会社アサヒセキュリティ 人事部 木下

貴殿が 2025 年 8 月 15 日等に小職宛を含め、複数の宛先に送信されている E メール記載の内容について、以下のとおり連絡いたします。

貴殿は、配偶者である藤代孝之担当課長(以下「藤代担当課長」といいます。)の仙台での社宅(以下「本社宅」といいます。)の賃貸借契約の解約に伴う精算に関する、貸主であった大和リビング株式会社(以下「大和リビング」といいます。)からの請求(以下「本請求といいます。」)につき、藤代担当課長の負担分(以下「藤代担当課長負担分」といいます。)が違法・不当である旨を主張されています。しかし、明細内容や金額を含めて本請求に係る藤代担当課長負担分は適法かつ相当であり、支払いを徒に引き延ばすことは妥当ではないと判断しました。つきましては、当社が上記賃貸借契約の賃借人たる地位にあるため、藤代担当課長負担分を含めた本請求に対する支払いは、まずは当社が行います。

既に、藤代担当課長本人には、藤代担当課長負担分について、所属上長から資料等に基づき説明し、了承いただいておりますが、当該説明と、貴殿の主張の内容には違いがあります。 そのため、あらためて下記のとおりご説明しますので、同封する写真等の資料とあわせてご確認ください。

また、貴殿に対する通告を行いますので、誠実にご対応いただきますようお願いします。

記

## 1. 資料に基づく、藤代担当課長負担分についての説明等

藤代担当課長負担分 178,200 円の明細は解約精算明細書記載のとおりであり、補修の根拠について、大和リビングから提供を受けた資料に基づきご説明いたします。

なお、貴殿は、解約精算明細書に朱書きされていることを非難していますが、これは藤 代担当課長に確認頂く際に分かりやすいように①②③と記載し、同封している写真に適 合する箇所を明示するための工夫として記載されたものであり、不当性は認められませ ん。

### ① 流し台 88,000円

写真①の通り、流し台に複数の亀裂が発生していることが確認されているところ、通常の使用(いわゆる経年劣化)により生ずる損耗を超えるものであり、補修が必要です。

流し台は、入居時に新品に交換されており、今回は新品交換ではなくメーカー対応による補修がなされました。側面板交換と扉のシート貼り補修を考慮すれば交換に比べ安価となり、適正な金額と思料されます。

## ② 折戸 57,200円

写真②の通り損傷が激しく、通常の使用により生ずる損耗を超えるため、補修が必要になりました。折戸は新品交換ではなく、シート貼り補修として対応されており、適正な金額です。

# ③ LDK 窓枠 33,000円

写真③の通り、窓枠に通常の使用により生ずる損耗を超える複数箇所の傷があり補修 が必要であり、費用も適正な金額です。

以上が藤代担当課長負担分の内訳であり、いずれにも問題はありません。

解約に伴う精算の流れに関しましては、前述のとおり、藤代担当課長負担分 178,200 円を含めて当社が一旦全額を支払います。

その上で、当社への支払い方法について、藤代担当課長とご相談させて頂くことといた します。

なお、当社で負担する修繕費用は以下の通りになります。

- (i) ビート交換 19,800 円 写真の状況からカビが発生しており交換が必要で適正な金額と思料します。
- (ii) ルームクリーニング 72,600 円

退去に当たっての清掃が必要であることは多言を要するものではなく、適正な 金額です。

また、写真にもある通り、クロス貼替やクロスボード補修、請求箇所以外の建具補修や 木枠補修が必要でしたが、それらの費用は貸主である大和リビングに負担頂いたことを 付言します。

#### 2. 貴殿に対する通知

貴殿は社宅管理業務委託先の株式会社タイセイ・ハウジーや官公庁、自治体等に対して、 事実とは異なる内容をEメールで発信・拡散されておられます。このような行為は当社お よび関係先の名誉・信用を毀損する恐れがあり、今後は厳にお控えくださるようお願いし ます。

貴殿が分別ある対応をされるものと考え、本御連絡文を郵送いたします。

以上